

栃木市農業委員会総会議事録

令和8年6月23日

栃木市農業委員会事務局

栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時 令和8年6月23日（火） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗
17 早乙女とみ	18 渡邊 明男	19 中田 秀雄	20 田中 健一
21 縫村 啓子			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	金子 博文	次 長	高久 完治
次長補佐兼農委総務係長	松村 真理子	副主幹兼農委調整係長	田沼 篤
主 査	佐藤 紘輝	主 任	岡 剛伯
主 事	五十畑 博規		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
議案第6号	所有者不明農地の公示について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地法施行規則第53条第15号該当証明書の報告について

開会の宣言 事務局長	ただ今から、令和8年6月栃木市農業委員会総会を開会いたします。会長あいさつですが、若色会長には、この後の議事の進行の中でお願いしたいと思います。 ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。
議事録署名 議長	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。 栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
 議長	それでは、議事録署名委員は、8番毛塚登委員、9番青木則夫委員にお願いいたします。
会議書記指名 議長	日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤紘輝氏と岡剛伯氏を指名いたします。
議 事 議長	それでは、日程第3の議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
 佐藤主査	議案書の2ページをご覧ください。 今月の申請は、所有権の移転が5件、区分地上権の設定が6件、賃借権の設定が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。 なお、説明の都合上、一部案件の順番を入れ替えてご説明させていただきます。 1番は3番、9番と同一の譲受人ですので、一括してご説明します。 譲受人は、西方町金井のほか、栃木県東部を中心に、手広く米・麦・大豆を作付けしています。申請地でも、米・麦・大豆を作付する予定

です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

2番は4番、7番、8番、10番、14番と同一の譲受人になりますので、一括してご説明します。

こちらの6件については、営農型太陽光発電設備設置のため、区分地上権を3年間設定する申請です。

譲受人は、大阪市に本社を置き、全国で農業用機械の販売などを行うほか、営農型太陽光発電設備を運用をしています。申請地でも、営農型太陽光発電設備を設置する予定です。設置計画等の詳細につきましては5条許可申請説明時に担当よりご案内申し上げます。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

5番、6番については、営農の効率化のため、農地を交換により取得する申請です。

5番から順に説明いたします。

譲受人は、西方町元で米を作付しています。申請地においても米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

続けて6番について、譲受人は西方町元・本郷で米やにらを作付けしています。申請地では、にらを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

11番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町甲を中心に米・じゃがいもを作付しています。申請地では、じゃがいもを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

12番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町甲で主に栗を作付しています。申請地でも、栗を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

13番については、経営の若返りを図るため、親子間で農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は市外在住ですが、これまでも譲渡人とともに米やじゃがいもなどを作付けしており、今後も米やじゃがいもを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

15番、16番については譲受人が同じ方なので、合わせてご説明します。

15番、16番は、16番の譲渡人が代表取締役を務める農地所有適格法人が、経営規模拡大のため、農地を使用貸借により取得する申請です。申請地において、ニラや長ネギを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上16件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(鈴木委員)

今回の北部調査委員長の14番鈴木です。

今回は私と9番青木委員、11番田中委員の3名と事務局2名で、19日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転が2件、区分地上権の設定が2件、賃借権の設定が2件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(小林委員)

今回の南部調査委員長の5番小林です。

今回は私と17番早乙女委員、18番渡邊委員の3名と事務局2名で、22日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を

報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が3件、区分地上権の設定が4件、賃貸借権の設定が3件、合計10件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書の6ページをご覧ください。

今回は14件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

先に3条許可に続き、営農型太陽光の案件につきまして、事業者が同一の为一括で説明させていただきます。

7番、8番、10番、11番、12番、13番については、営農型太陽光発電設備への転用です。地図は3、4、6、7、8ページです。

事業計画者は、大阪市に本社を置き、農業の総合提案企業である法人です。政府の方針で推進している「カーボンニュートラル」に取り組むべく、営農型太陽光発電事業に着目し、環境に配慮したエネルギーを生み出しつつ、農地そのものの機能を損なうことなく持続的に耕作を行って行くため、本申請に至りました。申請地は十分な日照が確保できること等、発電地として条件を満たすことを理由に事業地

として選定しました。

農地の区分は、農用地区域内の農地、10番、13番は農地の広がりが10ha以上の第1種農地であります。一時転用であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、一時転用期間は3年間となります。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、佐野市内のアパートに夫婦で生活しておりますが、家財が増え部屋が手狭になってきたため、将来を考え今回の申請に至りました。申請地は母所有の土地であり、また栃木環状線、商業施設に近く利便性が良いため、選定しました。

農地の区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ですが、土地の代替性が無く、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番から6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。国の目標である2050年までの脱炭素社会の実現への取り組みとして、再生可能なエネルギーである太陽光発電事業に少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は近くに高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。申請地は地域計画に位置付けられた農地ですが、本計画を目的とした計画変更がなされなかったことから一般基準を満たしません。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、工場敷地への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、西方町元にて鉄鋼業を営む法人です。既存の建物と設備が老朽化し、製品の搬出にも苦慮しており、後継者も決まり事業を継続していくことから本申請に至りました。

申請地は既存の敷地に隣接することから事業地として選定しました。

農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地であります。

既存敷地の拡張であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は既存敷地の物を利用し、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は現在のエネルギー不足を少しでも緩和するため、農地をソーラーパネル用地として有効利用したいと考え太陽光発電施設を整備することを計画しました。

申請地は、日照条件等太陽光発電用地として条件がいため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性がないため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上14件のうち、2番から6番以外の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

2番から6番の5件の申請については許可基準を満たさないため、不許可が妥当と考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(鈴木委員)

今回北部は、一般住宅への転用が1件、太陽光発電施設への転用が5件、営農型太陽光発電施設への一時転用が2件、工場敷地の拡張の転用が1件、合計9件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。太陽光発電施設への転用の5件については地域計画の変更がなされなかったことから一般基準を満たさず、不許可とすることが妥当であると考えます。

それ以外の案件については、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (小林委員)	今回南部は、太陽光発電設備が1件、営農型太陽光発電設備が4件、合計5件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、12番野尻委員お願いします。
野尻委員	12番野尻です。 1番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号2番から7番について、6番大塚委員お願いします。
大塚委員	6番大塚です。 2番から6番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、不許可ということで、ご審議よろしく申し上げます。 7番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号8番について、18番渡邊委員お願いします。
渡邊委員	18番渡邊です。 8番の案件ですが、現地確認をしてきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われるので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号9番について、10番田谷委員お願いします。
田谷委員	10番田谷です。 9番の案件ですが、現地確認をしてきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長	番号１０番、１１番について、３番石塚職務代理者お願いします。
石塚職代	３番石塚です。 １０番、１１番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号１２番について、７番糸井委員お願いします。
糸井委員	７番糸井です。 １２番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号１３番について、９番青木委員お願いします。
青木委員	９番青木です。 １３番の案件ですが、現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号１４番について、１９番中田委員お願いします。
中田委員	１９番中田です。 １４番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。太陽光が周りに設置されており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
野尻委員	１２番野尻です。 不許可の案件ですが、地域計画の話がありましたが、譲渡人は地域計画に参加したり、太陽光をやるという発言は無かったのか。
岡主任	無かったと思われる。
野尻委員	地域計画とその計画変更とは、法律に準ずるくらい効力があるものなのか。

岡主任	農業経営基盤強化促進法第18条、19条によって、定められている計画及び行為となる。
議長	他に発言はございますか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、事務局及び事前調査委員長より説明がございましたとおり、番号2番から6番については不許可とし、それ以外については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め議案第2号は、番号2番から6番については不許可とし、それ以外については原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
五十畑主事	議案書の10ページをご覧ください。 今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。 1番については、地図は10ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は11ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 3番については、地図は12ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和55年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

	(写真説明)
	以上3件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われ ます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果 をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。
北部調査委員長 (鈴木委員)	今回北部は、1件の申請がありました。 本件は20年以上宅地として利用されてきたことを理由としてお ります。 書類審査及び現地調査を行いました、農地への復元が容易でな いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま す。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ します。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。
南部調査委員長 (小林委員)	今回南部は、2件の申請がありました。 1件は20年以上宅地として、1件は雑種地として利用されてきた ことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました、農地への復元が容易でな いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま す。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、1番若色より報告いたします。 1番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問 題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号2番、3番について、3番石塚職務代理者お願ひします。
石塚職代	3番石塚です。 2番、3番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、 何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議	長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり証明することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する62件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
議	長	これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第6号「所有者不明農地の公示について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長	議案書の21ページ及び別紙の地図をご覧ください。 本件は、平成30年1月に亡くなった所有者の農地を所有者不明農地制度を活用して、県の農業公社と耕作者3名で令和3年1月から5年間の賃貸借契約を行った案件です。 今年12月末で借入期間が終期となるため、手続きを間に合わせるためにはそろそろ更新するかしないかの判断をしなければなりません。 地元の大塚委員に耕作者3名に更新するかどうかの確認をお願いしたところ、2名は引き続き同じ賃料で更新したい旨を確認できました。また、1名は体調不良のため更新しないとのことですので約6,600㎡の耕作者を新たに探す必要がありますが、大塚委員にお骨折りいただいて、公示終了後までに耕作者を探していただく見込みとなっています。 本議案の承認をいただいた後、7月と8月の2か月間の公示を行い、権利を主張する関係者が再び誰もいないことを確認した後、県農業公社が県知事に裁定の申請を行います。 県知事の許可が再びおりた場合、利用権設定が総会にあげられ、議案が通れば来年1月から耕作希望者が耕作を継続する予定となっております。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
大塚委員	6番大塚です。 来年1月から契約とのことだが、契約が一旦切れると耕作権がなくなってしまう。継続でないと再生協議会からの補助金が途切れてしまう。契約は継続するのか。
高久次長	契約は継続します。
議 長	他に発言はございますか (発言なし)

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり公示することに決定いたしました。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に日程第4報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。</p> |
| 議 | 長 | <p>報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。</p> <p>（質疑なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年6月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |

[閉 会 午後3時43分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (毛 塚)

署名委員 _____ (青 木)